

SV.LEAGUE 映像利用料金表



大同生命
SV.LEAGUE

一般社団法人 SV リーグ

2025 年 2 月

本料金表は、SVリーグが二次使用权を保有する映像素材について、その使用を第三者に許諾する際の利用料等を定めるものです。詳しくは下記または「SV-V.LEAGUE MEDIA GUIDE」を参照下さい。

SVリーグ公式試合の映像は「プロパティ映像」として、SVLが一元管理・保存・販売をしています。その権利内容は以下の通りです。

<映像種別>

- SVL、またはSVLの委託を受けた会社が制作した映像
- 放送局がニュース/スポーツニュース番組での利用を目的に、取材ルールに基づき撮影収録したされた映像（以下「ユニラテラル映像」という）
- 放送局がニュース/スポーツニュース以外の番組での利用を目的に、取材ルールに基づき収録した映像
- SVリーグが管理する映像アーカイブに保管された映像

※上記映像には、SVリーグの試合映像だけでなく、試合会場やアリーナ内等の撮影許諾が必要な管理エリアで撮影された映像（選手・監督記者会見、観客席の様子等）も含まれます。

<著作権の帰属>

- SVL、およびSVLの委託を受けた会社が制作した映像の著作権は、SVLに帰属します。
- 放映権取得局が制作した映像は、当該放送局に帰属します。
- ユニラテラル映像の著作権は当該放送局に帰属します。ただし、ユニラテラル映像を利用する場合には、本規定に基づくものとします。

上記映像の使用については、映像の利用が「報道利用」と「報道利用以外」で取り扱いが異なります。

「報道利用」での映像使用については、以下の条件を満たす場合に限り、翌シーズン開幕まで無償でご利用いただけます。

<ニュース/スポーツニュース利用(報道利用)>

SVリーグ公式試合の映像を、ニュース番組・スポーツニュース番組の中で、純然たるスポーツ報道を目的として使用することを、映像の報道利用といいます（報道一次利用・報道二次利用を含む）。

<ニュース/スポーツニュース番組の基準>

「ニュース/スポーツニュース番組」とは、放送局制作番組のうち、ニュース性の強い内容で構成される地上波または無料BS放送（NHK-BSを含みます）の番組をいいます。

※ワイドショーや社会情報系などの「情報番組」については、必ずしもこれに当てはまりません。該当するかどうかはSVLへお問い合わせください。

〈ニュース/スポーツニュース番組 映像利用のルール〉

- 試合の結果報道を目的とする映像は、原則として、1試合あたり5分まで映像使用が可能です。ただし、映像に含まれる試合の当日21時までは、当日開催の全試合合計で10分まで映像利用を可とします。
- ニュース/スポーツニュース番組での利用を目的に制作したユニラテラル映像を、同一目的で利用する場合に限り系列局間での映像素材の交換を可能とし、自局内での同一目的で利用する二次利用も可能とします。その場合もSVLへの申請は必要ありません。

※ニュース/スポーツニュース番組に該当しない場合や、試合の結果報道に関連しない内容での利用は、下記に記載の映像二次使用料がかかるものとします。

上記「報道利用」に当てはまらなくても、SVリーグ放映権取得局は放映権契約に基づき映像を使用することが可能です。

- ① 放映権取得局とSVリーグ間の放映権契約により取り決めがある場合は、本紙に記載の内容に優先し、放映権契約の内容が適用されます。
- ② 放映権取得局は、当該試合の中継映像を、ニュース/スポーツニュース等の目的に限らず二次利用いただけます。この場合、事前申請を必要としますが、二次利用料は当該試合の翌シーズンのリーグ開幕日前日までは発生しません。また、利用尺に制限はありません。
- ③ 当該放送局が地上波キー局の場合に限り、無償で地上波キー局系列局へ映像を提供いただけます。この場合、映像を使用する系列局より事前申請を必要としますが、二次利用に関する条件は下記に準じた映像利用料金をいただきます。
- ④ 放映権を取得した分類と異なる分類（例：地上波取得局によるデジタル利用）での二次利用については、下記に準じた映像利用料金をいただきます。

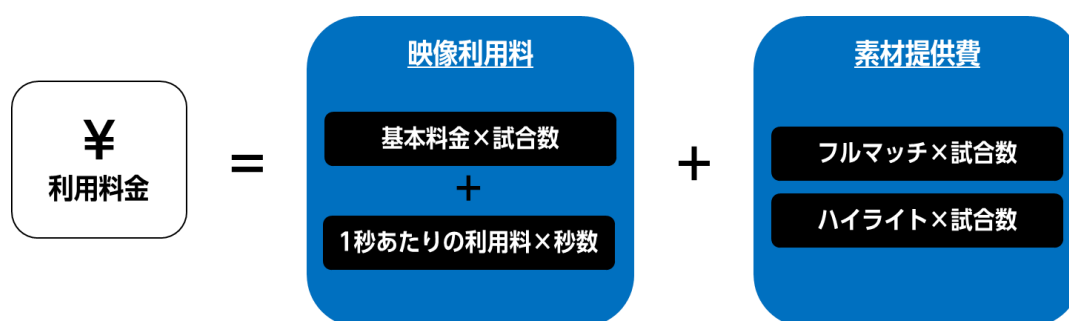
上記「報道利用」並びに「SVリーグ放映権取得局」以外の映像使用の取り扱いは以下となり利用にあたり費用が発生します。

バレーボール専門番組： 放送局制作番組のうち、内容がSVリーグ・SVクラブなどバレーボールに特化されており、かつ定期的に放送されている番組が該当します。全ての「バレーボール専門番組（ハイライト番組）」は事前にSVLへの登録が必要になります。専門番組申請書にて申請してください。

- クラブ応援番組：** 放送局制作番組のうち、内容が特定の地域のSVクラブに特化されており、かつ定期的に放送されている番組をいいます。全ての「クラブ応援番組」は事前にSVリーグへの登録が必要になります。SVリーグに専門番組申請書にて申請してください。
- その他番組：** MEDIA GUIDE記載の「ニュース/スポーツニュース番組」また前項までに記載の「バレーボール専門番組/クラブ応援番組」以外の番組(バラエティー番組等)をいいます。
- インターネットコンテンツ・番組：** 利用者が放送局以外で、インターネット通信を介してIPTV、パソコン、タブレット、スマートフォン等で見られるコンテンツ・番組をいいます。
- パブリックビューイング：** SV.LEAGUEの公式試合において、SVL所属クラブもしくは第三者が、公式の放送・配信とは異なる方法・媒体を用いて、大衆もしくは対価を支払うことにより視聴の権利を得た者に対して、実際に行われている試合と同時に当該試合の視聴サービスを提供することをいいます。

2. 映像利用料の考え方

SVリーグプロパティ映像を使用の場合は「映像利用料」と「素材提供費」が発生します。



3 . 申請方法

- (1) SVリーグプロパティ映像の二次利用を希望する場合以下に応じて必要事項を入力の上ご申請下さい。

バレーボール専門番組、クラブ応援番組：[専門番組申請書](#)

その他映像利用：[映像利用申請書](#)

申請先：一般社団法人SVリーグ (video@vleague.or.jp)

(2) 原則として、素材はデータ便で納品いたします。フルマッチはご申請後 2～3 営業日、ハイライトは申請後 1～2 営業日を目途に送付いたします。

(3) 映像を利用された場合は、利用後速やかに「[映像使用尺報告書](#)」と当該利用に供した映像素材（同録素材）をデータにてご提出下さい。報告書並びに映像素材確認後、一般社団法人 SV リーグより申請いただいた請求先に二次利用料を請求させていただきます。

送付先：一般社団法人 SV リーグ (video@vleague.or.jp)

4. クレジット表記

- 利用者は映像の利用にあたり、SV.LEAGUE の名誉及び信用を傷つけることのないよう十分配慮し、以下の利用する映像のシーズンに合わせて以下のクレジットを表示することとします。

2024-25 大同生命 SV.LEAGUE： 該当映像部分へクレジット表記を必須とする。表示秒数は最低 10 秒。原則ロゴでの表記。

ロゴ格納先：<https://tinyurl.com/2p9pckwt>

テキストクレジットの場合：© SV.LEAGUE / J SPORTS, 映像提供:SV.LEAGUE / J SPORTS

2023-24V.LEAGUE 以前： ©SV.LEAGUE もしくは映像提供：SV.LEAGUE を該当映像部分もしくはエンドロール等へ掲出

5. 注意事項

- SV リーグプロパティ映像の二次利用者（以下、「利用者」という）より申請を受け提供する映像に関わる肖像権の権利処理、および映像に含まれる音楽等の権利処理は利用者の責任と費用負担において行うものとします。利用者より権利調査、権利交渉、権利処理等の業務を委嘱された場合は、それらの業務の遂行に要した費用を利用者に対して別途請求させていただきます。
- 映像の利用は「映像利用申請書」に記載された目的の範囲に限り、利用者は利用許諾を受けた権利の全部もしくは一部を第三者（同組織の別番組・別部署を含む）に、譲渡または許諾してはいけません。
- 利用者が本紙に記載の内容に違反した場合、当社は当該違反者に対して、通常の二次利用料の 3 倍額を請求できることとします。

映像利用料

(1) バレーボール専門番組、クラブ応援番組での映像利用料金

| 期間 | 費用 |
|-------------|----------|
| 月額 | ¥33,000 |
| 1クール(3か月単位) | ¥88,000 |
| 年額 | ¥165,000 |

① 映像利用可能範囲

1試合最大5分まで

複数試合の合計尺は番組構成内の3割まで 例) 30分番組の場合9分まで

(2) SVリーグプロパティ映像利用の場合の使用料

| 分類 | | 基本料金(1試合) | 1秒あたりの利用料 | |
|----|---------|-----------|-----------|--------|
| 放送 | 地上波 | 全国 | ¥33,000 | ¥1,650 |
| | | 関東 | ¥27,500 | ¥1,100 |
| | | 近畿 | ¥22,000 | ¥825 |
| | | 名古屋 | ¥16,500 | ¥550 |
| | | 北海道 | ¥16,500 | ¥550 |
| | | 福岡 | ¥16,500 | ¥550 |
| | | その他(含独立U) | ¥11,000 | ¥275 |
| | 衛星波(BS) | 1年以内5回まで | ¥22,000 | ¥825 |
| | 衛星波(CS) | 1年以内5回まで | ¥11,000 | ¥275 |
| | ケーブルTV | 1ヶ月以内 | ¥11,000 | ¥275 |

① 映像利用可能範囲

1試合3分まで

② 1秒あたりの利用料

素材の静止画またはスロー利用等に関わらず、放映上の露出時間より算出します。

③ 放送回数

地上波は、原則 1 回とします。衛星波は初回放送から 1 年以内 5 回まで、ケーブル TV は、1 カ月以内の期間で回数は制限しないものとします。これを超える放送を再放送とし、分類をまたいだ利用の場合も、本放送の 3 分の 1 の映像利用料が別途発生します。

④ 番組宣伝

番組宣伝 CM は、本放送に含め追加利用料は発生しません。「使用者」が当該「映像」を番組宣伝（予告を含む）に使用する場合は、SV リーズまでお問い合わせください。

⑤ 複数波での使用

同一番組が複数波（分類）を跨ぐ、また番組販売の場合、映像利用料は波毎に発生します。

⑥ サイマル配信

ケーブル TV でのサイマル放送および放送局が管理・運営するインターネットサイト上での IP サイマル放送は下記の範囲にて認めます。下記に記載されておらず判断に迷う場合は SVL までお問い合わせください。

| | | | |
|--------|----------|--|---------------------------------------|
| 認められる | TV 加入者 | 無料 | TVer、NHK プラス |
| | 付帯サービス | 有料 | スカパー番組配信、JCOM オンデマンド、 WOWOW オンデマンド |
| 認められない | 無料配信サービス | YouTube、Abema TV など | |
| | 有料配信サービス | FOD、Hulu、NHK オンデマンド、POOX(スカパー)、DAZN、 U-NEXT、Lemino、など | |

(2) フルマッチで試合を放送する場合の費用

| 分類 | | 基本料金(1 試合) |
|----------|-------------|------------|
| 地上波 | 全国 | ¥165,000 |
| | 関東 | ¥137,500 |
| | 近畿 | ¥110,000 |
| | 名古屋 | ¥82,500 |
| | 北海道 | ¥82,500 |
| | 福岡 | ¥82,500 |
| | その他(含独立 U) | ¥55,000 |
| 衛星波 (BS) | 1 年以内 5 回まで | ¥110,000 |
| 衛星波 (CS) | 1 年以内 5 回まで | ¥55,000 |
| ケーブル TV | 1 ヶ月以内 | ¥55,000 |

- 試合開催から 11 日後以降の費用となります。11 日以前にフルマッチを放送する場合は放映権を取得いただく必要がございます。SVL までお問い合わせください。

(4) SV リーグプロパティ映像商業的利用の場合の映像使用料

| 分類 | | 基本料金 (1 試合) | 1 秒あたりの使用料 |
|----------------------|--------|-------------|------------|
| インターネット番組・コンテンツ(1 年) | | ¥33,000 | ¥1,650 |
| インターネット番組・コンテンツ(永久) | | ¥99,000 | ¥4,950 |
| パッケージメディア利用 | | ¥22,000 | ¥1,100 |
| フィルム映画利用 | | ¥33,000 | ¥3,300 |
| 上映・再生利用 | 3 日以内 | ¥22,000 | ¥110 |
| | 7 日以内 | | ¥165 |
| | 1 ヶ月以内 | | ¥220 |
| | 6 ヶ月以内 | | ¥550 |
| | 1 年以内 | | ¥770 |
| パブリックビューイング | | ¥165,000 | — |
| 動画の静止画利用 | | ¥22,000 | ¥275 |

①インターネット番組・コンテンツ

- 利用者がインターネット通信を介してIPTV、パソコン、タブレット、スマートフォン等で視聴するものを指します。
- 許諾期間は1年間もしくは永久とします。1年間で申請いただいたものを延長する場合は、申請のうえ更新（別途、利用許諾料が発生いたします）をお願いいたします。
- サイマルで該当しないサービス名は、インターネット番組の金額が発生します。

②パッケージメディア利用

- 有償/無償を問わず、ビデオテープ、DVD、Blu-rayディスク、ビデオディスク、メモリースティック等の有形物に固定されるビデオソフトを含むものを指します。
- 利用期限や複製本数を超えて複製することを禁止し、利用期限経過後は直ちにマスターテープを消去するものとします。ただし、利用期限の1ヶ月前までに文書にて排球堂へ再申請し許諾を得た場合、継続して利用いただけます。

③フィルム映画利用

- 映画館等の場所において、公に上映する目的で製作されるフィルム製の映画を指します。
- 二次利用料は、フィルム映画を上映後、パッケージメディア化またはテレビ放送するまでの範囲を含みます。ただし、インターネット上の配信は除きます。
- 本料金は、映像の利用量がフィルム映画の10%以下の場合とし、10%を超える場合は本料金を最低額として別途協議させていただきます。

④上映・再生利用

- 「イベント上映」「店頭・街頭上映」「旅客サービス上映」「顧客サービス上映」が該当します。試合実施時間内に、同時またはディレイで上映または再生するものはパブリックビューイングとします。
- 営利目的のイベント（入場無料のイベントを含む）として、上記の形態で映像を上映・再生する場合は二次利用料が発生します。排球堂へお問合せ下さい。

⑤動画の静止画利用

- 素材の静止画またはスロー利用等に関わらず、利用尺は露出時間より算出します。紙媒体で利用する場合、「パッケージメディア」における1秒の利用料金を適用します。

広告・CM利用

| 分類 | | 1クール（3ヶ月）あたりの利用料 |
|----------------|-----|------------------|
| テレビ | 全国 | ¥660,000 |
| | 関東 | ¥550,000 |
| | 近畿 | ¥440,000 |
| | 名古屋 | ¥330,000 |
| | 北海道 | ¥165,000 |
| | 福岡 | ¥165,000 |
| | その他 | ¥132,000 |
| インターネット | | ¥132,000 |
| OOH（交通広告・屋外広告） | | ¥132,000 |
| その他 | | ¥132,000 |

- 媒体の種類を問わず、映像を利用する広告主をスポンサーとする商業宣伝用コマーシャルを指し、放送事業に直接関係のない通信事業におけるCMやイベント等における告知スポットを含みます。
- 同一分類内であれば複数メディアで利用いただけます。
- 利用者は当該映像の完成品を利用する前に、その内容について当社の承認を受けることとします。

素材提供費（ダビング・手配料）

| 分類 | 料金（1試合あたり） |
|-------------|------------|
| フルマッチ | ¥22,000 |
| ハイライト映像（5分） | ¥11,000 |

※本利用料金表に記載の価格は全て税込価格となります。

<お問い合わせ先>

一般社団法人SVリーグ

MAIL : video@vleague.or.jp

TEL : 03-6371-0033 FAX : 03-6371-0034